

## 元気な地域づくり交付金の配分基準の制定について

平成17年6月21日17農振第401号  
農林水産省農村振興局長から各地方農政局長、内閣府沖縄総合事務局長、北海道知事あて

最終改正 平成18年4月3日17農振第2244号

元気な地域づくり交付金については、元気な地域づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16農振第2364号農林水産事務官依命通知）及び元気な地域づくり交付金実施要領（平成17年4月1日付け16農振第2365号農村振興局長通知）をもって通知したところであるが、元気な地域づくり交付金の実施に当たり、別紙のとおり元気な地域づくり交付金の配分基準を制定したので、御了知の上、事業の円滑かつ的確な実施に特段の御配慮をお願いしたい。

なお、貴局管内都府県知事に対しては貴職から通知されたい。

別紙

### 元気な地域づくり交付金の配分基準

#### 第1 配分基準

元気な地域づくり交付金実施要領（平成17年4月1日付け16農振第2365号農村振興局長通知。以下「要領」という。）第3の6の(4)の都道府県ごとの配分候補計画、交付限度枠及び当該年度予算枠は、次の考え方により定めるものとする。

##### 1 前年度からの継続事業等に対する配分

元気な地域づくり交付金の予算額の範囲内において、都道府県ごとに次に掲げる施策又は事業に係る要望額を合計し、その合計額を踏まえ当該年度予算枠を地方農政局長に配分する。

(1) 元気な地域づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16農振第2364号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第3の3の(4)の

規定による都道府県知事の承認を受けた元気な地域づくり計画に基づき実施する要綱別紙のメニューの欄に掲げる施策のうち、その実施期間が複数年にわたるものに係る当該年度要望額

- (2) 要綱附則の2、3及び5の規定に基づき平成17年度以降も実施することを予定している事業に係る当該年度要望額

## 2 新規の元気な地域づくり計画に対する配分

元気な地域づくり交付金予算額から1による配分額を減じた額（(2)において「新規配分枠」という。）の範囲内において、次の方法により、都道府県ごとの配分候補計画及び交付限度枠を決定し、当該計画に係る当該年度予算枠を地方農政局長に配分する。

- (1) 国は、都道府県実施計画に記載された元気な地域づくり計画のそれぞれについて、次の方法により、国による評価ポイントを付与する。

ア 成果指標（要領別紙1に掲げるものに限る。以下同じ。）の種類ごとに、各元気な地域づくり計画の成果指標を偏差値に換算する。

なお、同一の元気な地域づくり計画に複数の成果指標が記載されているときは、換算された偏差値の合計値を当該計画の成果指標数で除して、平均偏差値を算出する。

イ アにより換算された偏差値又は算出された平均偏差値をもとに、20ポイントを限度として、国による評価ポイントを各元気な地域づくり計画に付与する。

- (2) 国は、(1)の国による評価ポイントと、別紙の方法により16ポイントを限度として都道府県が付与した評価ポイントとを合計し、その合計ポイントが高い計画から順に配分候補計画及び交付限度枠を決定し、新規配分枠の範囲内において、当該計画に係る当該年度予算枠を配分する。

## 第2 配分基準の考え方を見直し

本通知の配分基準の考え方については、元気な地域づくり計画における成果指標の設定状況など、本交付金の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

(別紙)

ポイントの考え方				
1 施策の先進性・モデル性(上限3ポイント)				
ア 都道府県内で初めての施策であるなど、先進性・モデル性が極めて高い場合		3		
イ 郡内で初めての施策であるなど、先進性・モデル性が高い場合		2		
ウ 関係市町村内で初めての施策である場合		1		
-----				
2 計画に対する地域住民の意見の配慮状況(上限3ポイント)				
ア 地域住民の参加を直接的にも間接的にも推進し、積極的な意見聴取のための体制を整備しようとする場合		3		
イ 直接的または間接的のいずれかの方法により住民の意見を聴取しようとする場合		2		
ウ 計画の公表のみとする場合		1		
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"><ul style="list-style-type: none"><li>・直接的な地域住民の参加 施策推進のための協議会の委員として住民代表を選任する場合 等</li><li>・間接的な地域住民の参加 地域住民の意見に配慮するため、アンケート調査やパブリックコメントを実施する場合 等</li></ul></div>				
-----				
3 計画の緊急性、優先度(上限5ポイント)				
ア 当該年度における都道府県の緊急なプロジェクトに関連している等、緊急性・優先度が非常に高い場合(新たに承認を受けようとする地区数の1割を限度とする。)		5		
イ 緊急性・優先度が高い場合(新たに承認を受けようとする地区数の2割を限度とする。)		3		
-----				
4 その他(上限5ポイント)				
(1) 計画の総合性				
一の計画の中で複数の必須指標を設定し、総合的な施策の展開を目指している場合		2		
(2) 地域設定指標の設定状況				
ア 2指標以上を設定する場合		2		
イ 1指標を設定する場合		1		
(3) 耕作放棄地の解消・防止に向けた取組(都道府県が計画主体の場合は除く)				
ア 地域内の耕作放棄率が一定未満の地域		1		

<p>イ 地域内の耕作放棄率が一定以上の地域</p> <p>(ア) 耕作放棄地対策に向けて取り組む地域</p> <p>(イ) 耕作放棄地対策に向けて取り組まない地域</p> <p>(注) 1 地域内の耕作放棄率は市町村の耕作放棄率(2005農林業センサス)とする。</p> <p>2 一定の耕作放棄率は都道府県の耕作放棄率(2005農林業センサス)とする。</p> <p>3 耕作放棄地対策に向けた取組とは、耕作放棄地の解消に向けた指標(必須指標又は地域設定指標)の設定又は農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第6条第1項に定める基本構想に同法第6条第2項第5号の事項を定める(定めることが確実と認められる場合を含む。)ことをいう。</p>	<p>1</p> <p>- 1</p>
<p style="text-align: center;">ポ イ ン ト 合 計</p>	<p>(最大)</p> <p>16</p>